

宮崎市立広瀬中学校いじめ防止基本方針

宮崎市立広瀬中学校
平成26年4月1日
(平成30年9月1日改訂)

目 次

はじめに

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 いじめの防止等に関する基本的考え方・・・・・・・・ 4
 - (1) いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (4) 家庭や地域との連携・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (5) 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめ防止等のために学校が実施する取組・・・・・・・・ 5
 - (1) 学校におけるいじめの防止等のための組織・・・・・・・・ 5
 - (2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置・・・・・・・・ 6
 - ア いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - イ いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ウ いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - エ インターネット上のいじめへの対策・・・・・・・・ 12
- 2 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 重大事態の発生・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 説明責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し・・・・・・・・ 13

【参考】資料1～4

宮崎市立広瀬中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

宮崎市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的のため、市・国・県・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定されました。

宮崎市では、平成28年度に中学生がいじめにより尊い命を自ら絶つという事案が起きました。その際、調査を実施した「宮崎市いじめ防止対策委員会」から平成29年10月27日に答申された「宮崎市立中学校における生徒の自殺に関する報告書」において、事実が明らかになるとともに、『小中学校のいじめの防止等に向けた10の提言』がなされました。

本校では、この提言を重く受け止め、このような事態の再発を防ぐためにもいじめの根絶を図るという強い決意で、今回の改定において、本校の基本方針に反映させるとともに、基本方針の中に引用しました。

今後、本校においてこの基本方針に基づいた対策を確実に実施し、本校におけるいじめの根絶に向けた取組をより一層推進していきます。

「宮崎市いじめ防止対策委員会」からの『小中学校のいじめの防止等に向けた10の提言』
(項目のみ抜粋)

①	いじめの発見 ～ アンケートの内容及び方法の工夫 ～
②	表出したいじめへの対応 ～ 組織的できめ細かな対応 ～
③	表出していないいじめへの対応 ～ 教職員の認識の強化・自他のつらさに対する援助希求的態度の育成 ～
④	児童生徒のいじめに対する認識の促進 ～ 児童生徒に対する「学校いじめ防止基本方針」の内容周知 ～
⑤	いじめ防止に関する学校全体での取組 ～ 児童生徒の主体的な取組の充実 ～
⑥	対人関係能力と態度の育成 ～ 全教育活動を通じた計画的な実践 ～
⑦	居心地のよい学級集団づくり ～ 諸調査の活用による児童生徒や学級集団の状況把握 ～
⑧	保護者との連携 ～ 学校と家庭の双方向による情報の共有 ～
⑨	小中一貫した情報の共有 ～ 記録に基づく児童生徒への対応 ～
⑩	いじめの解消の判断 ～ 組織的・継続的ないじめの解消の見届け ～

※『小中学校のいじめの防止等に向けた10の提言』を、これからも風化させることなく、本校における取組に活かすために基本方針の文中に引用（枠囲み）しています。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係¹にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響²を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

- ① いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「いじめ不登校対策委員会等」という。）を活用して行います。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することとします。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をします。

- ② いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。

- ③ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・ 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる等

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあると判断すれば、いじめと捉えます。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行います。

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知に努めます。
- いじめを受けている生徒をしっかりと守ります。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

(1) いじめの未然防止

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点のもとに、教育活動全体を通して、全ての生徒の自己有用感を味わうことができる学級・学年づくりに努めます。また、集団生活を通して規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。
- ② 全教職員が、いじめ防止に対する認識を共有し、すべての生徒にとって安全・安心な場にする等、教職員による「居場所づくり」を行います。
- ③ すべての生徒が活躍できる場や機会を準備する等、生徒同士の「絆づくり」のための場づくりを行います。
- ④ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、スクールカウンセラーやスクールアシスタントと連携を図り、ストレスに適切に対処できる力を育成していきます。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付くことが重要です。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することに努めます。
- ② 保護者は、生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要があります。
- ③ 本校は、定期的なアンケート調査や職員及びスクールカウンセラーによる教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることに努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめがあることが確認された場合、本校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる生徒に対して事情

を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行います。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて、関係機関と連携します。

さらに、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに組織的に対応していきます。

(4) 家庭や地域との連携

本校は、PTAや学校関係者評価委員、地域の団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭や地域と連携した対策を推進していきます。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。

(5) 関係機関との連携

教育相談の実施に当たっては、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局などの相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど、学校と関係機関と連携していきます。

また、いじめを行った生徒に対して、学校や市教育委員会の教育上の指導によっても十分な効果が得られない場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と連携した指導を行っていきます。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために学校が実施する取組

校長は、積極的にリーダーシップを発揮し、いじめ防止等のための取組が全教職員に理解され、確実に遂行されるよう努めます。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けることとします。学校基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。また、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。
- ② 学校基本方針を策定するに当たり、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞くなど参画を得ることが、方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも必要です。そのため可能な範囲でこれらの関係者と協議を行い、具体的ないじめ防止等の対策について連携するよう努めます。
- ③ 生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加を図ります。
- ④ 策定した学校基本方針については、本校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明することとします。

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実行的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置します。

本校では、既に設置している「いじめ・不登校対策委員会」をもって充てることとします。なお、毎月2回の定例会を行い、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。また、年3回程度、生徒会との話し合いをもつなど、生徒の意見を積極的に取り入れていきます。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭
(場合により、教育相談担当教諭や特別支援教育コーディネーターが参加)

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
 - いじめの未然防止策等についての協議
 - 年間指導計画の作成
 - 校内研修の企画・立案
 - 調査結果、報告等の情報の整理・分析
 - いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
 - 要配慮生徒への支援方針の決定
- ① 学校が、当組織の運営のために心理、福祉等に関する専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の参加が必要と判断するときは、市教育委員会に相談・報告の上、必要な専門家の派遣を受けることとします。
- ② いじめ・不登校対策委員会等がいじめ対策において果たす役割は、次に掲げるものです。

【未然防止】

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

- ③ 学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めます。いじめについての情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的です。学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組みます。

(2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、市から示された【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】を参考に、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たります。

ア いじめの未然防止

- ① いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、年3回実施しているいじめ根絶週間等を活用し、全ての生徒を対象に、「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図るとともに、生徒会が主体となり、いじめの根絶や命の大切さを呼びかける活動や生徒同士が悩みを相談し合う活動、さらには、年3回「いじめ防止集会」を実施して、生徒が主体的に学級や学校のいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組みます。

提言⑤ いじめ防止に関する学校全体での取組 ～ 児童生徒の主体的な取組の充実 ～

- ② 生徒自身がいじめに対する理解や意識を高めることができるようにするため、学校基本方針を児童生徒に分かりやすく提示し、内容の周知を図るよう努めます。なお、その際には、いじめの定義である「当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」という点を十分に理解させるなど、どういった行為がいじめに該当するのかについて理解を深めます。

提言④ 児童生徒のいじめに対する認識の促進
～ 児童生徒に対する「学校いじめ防止基本方針」の内容周知 ～

- ③ 未然防止の基本として、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに努めます。さらに生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくり、一人一人の生徒にとって居心地のよい学級集団づくりに努めます。このために、道徳教育及び各教科等の授業において、互いの考えを伝え合う活動を行うなど、全ての教育活動において意図的にコミュニケーション能力の育成などに努めます。

提言⑥ 対人関係能力と態度の育成

～ 全教育活動を通じた計画的な実践 ～

いじめ防止につながる基本の一つに、コミュニケーション能力の育成がある。特別活動や総合的な学習の時間等において、ソーシャルスキルを身に付けさせる学習を行っている学校も多い。しかし、年間数回の実践だけで、児童生徒一人一人にスキルを定着させることは限界があり、困難である。基本的には、各教科等の授業において、互いの考えを伝え合う活動を行うなど、全教育活動において意図的にコミュニケーション能力の育成を図らなければならない。

さらに、家庭においても意識し、学習したスキルを活用できるよう、保護者にも情報を提供し、連携を図りながら取り組むことも必要である。

- ④ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むために、文部科学省作成の「かけがえのない自分かけがえのない健康」（中学生用）等の資料を活用し、生徒の心の健康に関する取組を推進します。
- ⑤ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

イ いじめの早期発見

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。
ア 生徒の発する具体的なサインの作成と共有 *資料2、3参照
- ② 教職員は、日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化やSOSなどのサインを見逃さないよう常に状況を把握し、教職員間の情報共有に努めます。
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合があります。このため、学校は生徒に対して、傍観者とならず、教職員や保護者、地域住民などに知らせたりするなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。更に、被害生徒自身が、自分の悩みやつらさを友達や保護者、地域住民等の大人に伝えるなど、一人で悩みを抱え込むことなく、適切に他に助けを求めることのできる態度（援助希求的態度）の育成に努めます。
- ④ アンケートについては、生徒の内面を引き出し、いじめやいじめにつながるわずかな情報でも収集できるよう、設問内容や頻度、実施者、実施場所など常に見直しを図り、工夫・改善に努めます。また、自分自身のいじめや悩み等に関する問いのみだけでなく、他の児童生徒の状況についても記述できる問いを設けるなどの工夫にも努めます。
- ⑤ 一定の期間学校を離れた場所で教育活動（修学旅行・宿泊体験学習など）を行う場合にも、アンケートを実施するなど、いじめの未然防止に努めます。

提言① いじめの発見

～アンケートの内容及び方法の工夫～

アンケートについては、児童生徒の内面を引き出し、いじめやいじめにつながるわずかな情報でも収集すること、児童生徒が気になることがあればアンケートの際に書くことができるという安心感を保障することなどの観点から、設問、頻度、実施者、実施場所等の工夫が必要である。

設問については、自分自身のことについて記述することには抵抗がある児童生徒もいることから、自分自身のいじめに関する問いだけでなく、他の児童生徒の状況についても記述できる問いを設ける必要がある。その場合、直接的に「あなたの周りにいじめられている人はいませんか。」等と問うのではなく、「あなたの周りに、自分自身がされたら嫌だなどと思うようなことをされている人はいませんか。」等の表現上の配慮も求められる。

頻度については、各学校の実態や児童生徒の発達の段階にもよるが、定期的を実施すること、1月に1回、最低でも2月に1回は実施することが望ましい。

また、アンケートの実施者を学年主任や副担任等の学級担任以外にする工夫や、家庭に持ち帰らせて記述させるなど実施場所の工夫も考えられる。

提言③ 表出していないいじめへの対応

～ 教職員の認識の強化・自他のつらさに対する援助希求的態度の育成 ～

アンケートや教育相談は、いじめ等の早期発見の一つの手段に過ぎないこと、児童生徒の力関係や日頃の行動から、いじめとしての態様に現れる以前の兆候や遊び、ふざけあいや装った行為など、判断しにくい形で行われることが多いこと等を教職員は認識していなければならない。

特に、明らかな力の上下関係を伴ういじめの場合、いじめを受けている児童生徒はアンケートや教育相談等でいじめを表出することがより困難である。一見すると親密に見える密接な関係の中にも、無理に行動を共にしている可能性もあるという視点を持ち、周囲の児童生徒に対して情報の提供を求めるなど、積極的に働きかけることも必要である。また、思春期の友人関係は不安定であり、些細なきっかけによって、短期間に大きく変化することもあるため、友人関係を固定的に捉えることなく、推移や変化に敏感であらねばならない。

授業中や休み時間、部活動時などの日常の児童生徒の観察等に努めるとともに、その観察を通して気付いた兆候やいじめにつながるおそれのある行動については、教職員間で伝え合い、共有する体制づくりに努める必要がある。

このように、表出していないいじめへの対応として、教職員の認識や体制の強化が重要であると同時に、児童生徒自身に援助希求的態度を身に付けさせる指導も欠かせない。国立教育政策研究所の調査では、児童生徒の9割近くが、小学校から中学校の間にいじめの加害経験及び被害経験をもつことが明らかとなっている。つまり、多くの児童生徒が入り替わり加害や被害を経験していることを示している。

自分の悩みやつらさを友達や大人に伝えることが解決の第一歩になること。友達で気になることがあったら信頼できる大人に知らせること。友達の悩みやつらさを共感的に受け止めて信頼できる人に伝え、解消につなげることがいじめに対する学校や学級の雰囲気を変え、お互いを守ることになることなどの援助希求の力を引き出すメッセージを児童生徒に伝え続けることが重要である。

中学校入学直後の時期は生徒にとって人間関係や環境など大きな変化を伴う不安定な時期であり、悩みを抱えやすい時期である。そのため、教職員はこれらのことを意識し、一人一人に応じた声かけに一層努めたい。

さらに、児童生徒の主体的な取組も有効である。児童会や生徒会の役員が児童生徒のいじめに関する相談を受ける活動や、各学級の状況に関する情報を代表の児童生徒と教職員が意見交換する場を設けるなどの取組が考えられる。

- ⑥ 生徒からの相談や聴き取りについては、児童生徒が希望する教職員やスクールカウンセラー等が対応できる体制の構築に努めます。

- ⑦ 生徒個々の学級生活への満足感や友人・教師との関係を質問紙等によって把握する調査を活用する等により、生徒相互の絆づくりや、学校・学級での居場所づくりに向けた学校の取組を評価するとともに、生徒一人一人の置かれている状況を把握し、いじめの早期発見ができるよう努めます。また、いじめの早期発見のみならず、生徒相互の絆づくりや、学校・学級での居場所づくりにつなげられるよう、調査結果の分析・活用に係る研修を実施し、効果的な活用が図られよう努めます。

提言⑦ 居心地のよい学級集団づくり

～ 諸調査の活用による児童生徒や学級集団の状況把握 ～

互いを認め合える人間関係が築かれ、一人一人の児童生徒にとって居心地のよい学級集団においては、いじめは発生しにくい。そのための授業づくりや集団づくりが重要である。その学級集団の雰囲気や状態、さらに一人一人の意識を客観的に把握し、実態に応じたいじめの未然防止や早期発見の手立てを講じるために、例えば「Q-U」のような調査を活用することも有効である。

ウ いじめに対する措置 *資料4 参照

- ① いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通します。
- ② 生徒からの相談において、生徒からのSOSを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては、多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。

提言② 表出したいじめへの対応

～組織的できめ細かな対応～

児童生徒が心身の苦痛を感じていることについて自らアンケートに記述したことは、決して見過ごしてはならないSOSの発信であり、援助希求的態度の表れである。教職員を信頼し、解決への期待を込めて記述したものであるから、記述分量、内容如何に関わらず、確実に受け止め、適切に対応しなければならない。

記述内容への対応にあたっては、まず、実施後、速やかにアンケートに目を通すこと、記述内容に応じて事実の確認を行うこと、教育相談と組み合わせて実施すること等が大切である。

特に、いじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応する体制として「いじめ・不登校対策委員会」を有効に活用する。教職員はかすかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに全て当該組織に報告・相談することを徹底したい。

また、指導後の見届けについても、学級担任だけでなく、複数の教職員により、継続的に声かけを行う等により、いじめの解消の判断につなげるとともに児童生徒に、見守られているという安心感を感じ取らせることが重要である。

アンケートに記述したものの、きめ細かな対応がなされなかったと感じた児童生徒は、それ以降、アンケートや教育相談において教職員に対していじめを訴えることはないかもしれないという危機感をもち、丁寧に対応することが必要である。

さらに、児童生徒に教育相談や聴取を行う際に、児童生徒が希望する教職員やスクールカウンセラー、スクールアシスタント等が対応できる体制の構築も求められる。

- ③ 認知されたいじめについては、教職員がいじめではなく、友人間のトラブルである、またはささいないじめであると判断したものであっても、被害・加害生徒の保護者に対しての連絡を確実に、適時、適切な方法で行うよう努めます。
- ④ 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、加害生徒及びその保護者に対して、必要な指導や支援を継続的に行い、被害生徒及びその保護者との関係に配慮します。
- ⑤ これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、説明責任を果たすようにします。

提言⑧ 保護者との連携

～学校と家庭の双方向による情報の共有～

アンケート等によって認知されたいじめへの対応については、教職員がいじめではなく、友人間のトラブルである、または些細ないじめであると判断したものであっても、保護者への連絡を確実に、適時、適切な方法で行う必要がある。その前提として、日頃からの連絡等による信頼関係の構築が大切である。いじめは、教職員の目に付きにくいところで行われるものであり、家庭における児童生徒の状況等の情報と合わせて判断する必要がある。

- ⑥ 各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておくこととします。この記録については各学校における教職員間の情報の共有のみならず、小学校から中学校への引継ぎの際にも、必要に応じて活用を図

るなど、小中一貫した情報の共有に努めます。

提言⑨ 小中一貫した情報の共有

～ 記録に基づく児童生徒への対応 ～

小学校から中学校への引継ぎにおいて配慮する事項として、引継ぎの内容、引継ぎの前後の体制が考えられる。

引継ぎの内容については、小学校6年生時のみならず6年間の状況について、特徴的な出来事などについては、確実に伝達することが求められる。そのためには、小学校においては、中学校に引き継ぐ必要がある情報について、ポートフォリオ化しておくなどの環境整備が必要であろう。さらに、情報を引き継いだ中学校においては、全教職員で情報を共有し、中学校生活における様々な兆候を見逃さないような体制づくりが必要である。

- ⑦ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。
- ⑧ いじめられた生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、いじめた生徒の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて市教育委員会と連携して対応します。
- ⑨ 生命や身体財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には、市教育委員会や警察、児童相談所等の関係機関と連携して対応します。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は学校におけるいじめ不登校対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ不登校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

なお、学校のいじめ不登校対策委員会等においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の教職員のみではなく、組織的に判断する仕組みづくりを行うようにする。

- ⑩ 指導後の見届けについても、学級担任など特定の教職員だけでなく、学級担任や学年職員など、複数の教職員により、継続的に声かけを行う等により、いじめの解消の判断につなげるとともに、被害生徒及びその保護者に安心感を与えられるよう努めます。

提言⑩ いじめの解消の判断

～ 組織的・継続的ないじめの解消の見届け～

いじめの解消の判断については、平成29年3月に改定された「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）において、

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。
- 被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

が定められた。

つまり、いじめを認知した後は、安易に解消したと判断することなく、児童生徒の言動を十分観察し、継続的に教育相談等を行い、いじめの解消の見届けを慎重に行わなければならない。

そのためには、アンケートの結果等についてファイリングを行うなど見える化し、「いじめ・不登校対策委員会」において定期的にチェックするなどのシステムを構築する必要がある。これらのシステムを構築することにより、学級担任がいじめの問題を一人で抱え込むことを防ぐことにもつながる。

エ インターネット上のいじめへの対策

生徒及びその保護者に対し、インターネット上のいじめは、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性などにより、拡散した情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず多くの人々に多大な被害を与える可能性があること、また重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることなどを理解させるよう努めます。

その他、生徒及びその保護者が、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、特別活動などを通じて情報モラル教育等の指導の充実を図ります。

また、PTA総会や懇談会、各種研修会等を活用して啓発活動を行うとともに警察の実施する非行防止教室等の積極的な活用を図るなど、関係機関と連携した取組を推進します。

① ネットいじめの予防

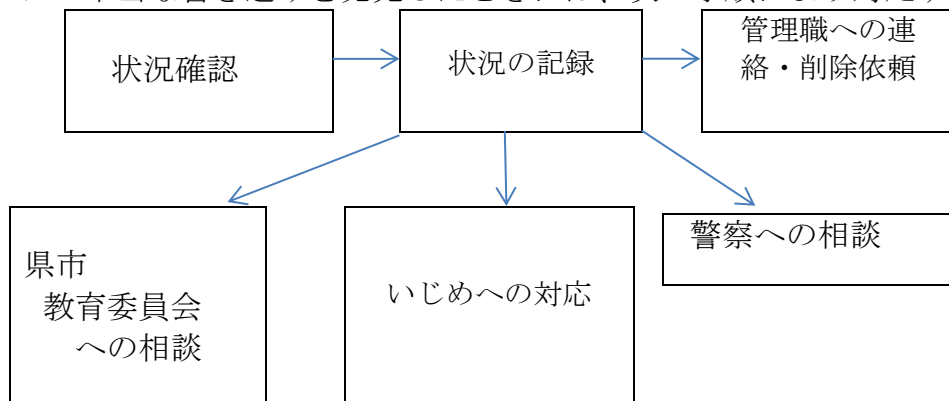
ア フィルタリングや家庭における見守りなどについて、保護者への啓発を図る。

イ 教科や特別活動等における情報モラル教育の充実を図る。

ウ 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話を実施する。

② ネットいじめへの対処

ア 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎市いじめ防止対策委員会）に協力します。

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ア 生徒が自殺を企画した場合
 - イ 精神性の疾患を発症した場合
 - ウ 身体的に重大な傷害を負った場合
 - エ 高額の商品を奪い取られた場合など
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ア 年間の欠席が30日程度以上で状況改善が図られない場合
 - イ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 説明責任

学校は、いじめの重大事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県、市の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。